

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人常新会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 2 1 条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 2 章の規程に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 4 5 条の 8 第 4 項、同法 4 5 条の 1 6 第 4 項、同法 4 5 条の 1 6 第 3 項、同法 4 5 条の 1 9 第 6 項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員のみ職務執行の対価として報酬を支給する。

2 役員には、理事会等に出席する場合及び監査に係る職務執行の対価として、金額を支払うこととする。ただし、役員報酬を受領する者は除く。

3 評議員には、評議員会等に出席する場合に金額を支払うこととする。

## (報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人は、理事長及び常勤役員等の報酬月額、別紙 1 の金額とする。

2 役員等には、別紙 1 の日額を支給する。

3 役員賞与は、6 月期・1 2 月期に月額報酬の 2 ヶ月を支給する。

4 退職慰労金は、理事会にて決定する。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬等は、会義等出席、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に現金支給する。ただし、本人が希望する場合には、銀行口座への振込を行う。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 役員及び評議員には、原則通勤費を支給しない。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙1

役員名称	報酬等の内容	金額
理事長	月額報酬	500,000円
理事	理事会等会議への出席	20,000円
監事	監事監査への出席	10,000円
	理事会等会議への出席	20,000円
評議員	評議員会への出席	20,000円